

選挙

7月10日(日)は参議院議員選挙の投票日



選挙での投票は国民の権利と責務です

■参議院議員通常選挙の投票日は7月10日(日)です

7月10日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙は、有権者が政治に参加する最大の機会であるとともに、国民の権利であり、責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

●公示日

6月22日(水)

●投票日

7月10日(日)

●投票時間

午前7時～午後6時

●投票できる人

平成10年7月10日以前に生まれ、引き続き3か月以上町内に居住している人

●準備物

入場券

■投票日に投票できない人は期日前投票をご利用ください

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、投票日前に投票ができます。

●期日前投票の期間

6月23日(木)～7月9日(土)

※土・日曜日にも投票ができます。

●期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

●期日前投票の投票場所

町役場2階総務課前談話コーナー

●期日前投票の準備物

入場券(入場券がなくても投票できますが届いてない場合は町選挙管理委員会へご連絡ください)

●不在者投票

町内に長期不在のため期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。希望する人は、お早めに町選挙管理委員会に申し出てください。

また、不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院・老人ホームなどに入院・入所中の人は、入院・入所先で不在者投票ができる方法もありますので、施設へ申し出てください。

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 222) ✉ klg202@town.kosa.lg.jp

職員採用試験

■一般職事務員を採用予定

▼試験職種および採用予定人員

① 高等学校卒業程度(一般事務) 2人程度

【受験資格】

平成2年4月2日～平成11年4月1日に生まれた者

② 民間企業等職務経験者(一般事務) 2人程度

【受験資格】

昭和46年4月2日～平成2年4月1日に生まれた者で、民間企業

などでの職務経験が5年以上ある者(うち1人は、土木工事の設計、

施行管理に係る民間企業等職務経験が5年以上ある者)

▼申し込み手続き方法

① 持参または郵送

▼ 発行の採用試験申込用紙に必

要事項を記入し、受験票の返信用として82円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記)を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。※持参の場合は、町総務課窓口へ提出してください。

【受験資格】

平成2年4月2日～平成11年4月1日に生まれた者

【受験資格】

② 民間企業等職務経験者(一般事務) 2人程度

【受験資格】

昭和46年4月2日～平成2年4月1日に生まれた者で、民間企業

などでの職務経験が5年以上ある者(うち1人は、土木工事の設計、

施行管理に係る民間企業等職務経験が5年以上ある者)

▼申し込み手続き方法

① 持参または郵送

▼ 発行の採用試験申込用紙に必

平成28年度町職員採用試験のお知らせ



願書受付は7月25日(月)から8月12日(金)まで

●第1次試験

9月18日(日) 午前8時30分集合

県立御船高等学校

※試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

●第2次試験

10月下旬(予定)

▼町公式サイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp>

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 221) ✉ klg202@town.kosa.lg.jp

病気の早期発見のため 健診を受診しましょう



健康状態を確認して病気を防ぎましょう

■健診を受けて自身の健康状態 をチェックしましょう

病気の中には発熱・腹痛などのように症状がはつきり表れるものもありますが、生活習慣病は自覚症状がないままに進行し、脳こうそくや心筋こうそくなど命に関わる病気の発症要因となるものです。健診で早期発見された場合の多くが、生活習慣の見直しや適切な治療により症状が改善し、重症化の予防につながっています。健診を受けることで自分の健康状態を確認し、生活習慣病を予防しましょう。

●町の健診がおすすめです

町が実施する健診は、個人負担金も安く済みます。

▼特定健診および若者健診
実施期間
7月6日（水）～12日（火）

・対象者
町国民健康保険加入者で20～74歳の人

・個人負担金
1,000円

▼後期高齢者健診
実施期間

8月18日（木）～20日（土）

・対象者

75歳以上の人および一定の障害があると認められた65歳以上の後期高齢者医療被保険者

・個人負担金
800円

※健診と併せて「がん検診」も実施しますが、検査の種類により対象年齢と個人負担金が異なります。

詳しくは、4月に配布しました「町健診のお知らせ」をご覧になるか、町総合保健福祉センターへお問い合わせください。

6月中旬に郵送しているはがきに記載されている受付日時に変更がなければ、事前の連絡なしで受診できます。受診を希望する人や受診を迷われている方は、ぜひご利用ください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg106@town.kosa.lg.jp

■男性の働き方の見直しも男女 共同参画社会実現への第1歩

男女共同参画社会の実現のためには、女性があらゆる分野で活躍する取り組みだけでなく、男性の働き方の見直しも重要な課題のひとつです。

●男性の働き方の見直しとは

長時間労働の見直し
長時間労働は働く人の健康を阻害し、企業にとっても残業コストの上昇や生産性の低下など経営のリスクが伴います。残業が多いことがプラスとなるような評価はしないという意識の改革が必要で

す。
・家庭や地域への積極的参画推進
男性が、女性に偏りがちな家事や育児などを分担することが重要

男女ともに働きやすい環境が男女共同参画社会



男だからという固定概念を感じていませんか

であることから、男性の家庭や地域への積極的な参画を進めましょう。そのために、男性の育児休業制度の活用や休暇取得に向けた取り組みも必要です。

・男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援

家事、育児および介護などに男性が参画することができるよう、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムや朝方勤務を活用することなどの多様な働き方を支援することが必要です。（第4次熊本県男女共同参画計画より引用）

「どんなところであなたは『男だから』という価値観を押し付けられていると感じますか」という質問に、職場では「残業や休日出勤は当たり前」、家庭では「経済力を期待される」と回答するなど『男だから』というプレッシャーと戦いながらも、「メンタル面で相当傷ついてもSOSを出しづらい」状況があるようです。

「男だから」「女だから」という固定的性別役割分担を越えて、どう生きていけば幸せを見出すことができるのか、多様な選択肢を社会全体で考えることが求められています。

町総務課 ☎096-234-1140(内線222) ✉klg202@town.kosa.lg.jp